

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください。

長野高教組FAXニュース	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2020年4月10日(金) No. 365 (20-03)

新型コロナウイルス感染症対策に関する長野高教組の要請【第4弾】

臨時休業中に教職員の在宅勤務を可能にするよう申し入れを行いました。

4月10日(金)から県立高校の臨時休業が実施されています。一部の高校では、学校長の判断で9日からの臨時休業を行っています。こうした中で「健康上の不安を抱えて勤務をしているが、県の一部の行政職のようにテレワーク(在宅勤務)ができないでしょうか?」「現在妊娠しているが、出勤すること自体が心配な中で学校が再開され、また臨時休業になった。大変不安で相談をしたい」などの声が上がっています。そこで、県教組と連絡を取り合い、本日4月10日、下記の緊急要請を行いました。県教委も「特に最近(子どもの引っ越しなどで)県外に行った方と、健康上の課題を抱えた方、妊娠している方については命を守るという観点で重要な指摘と受け止め、至急どんな対応ができるか検討する」という回答を得ました。今後具体的な方針が出されればお伝えします。

臨時休業中の教職員の在宅勤務に関する緊急要請

新型コロナウイルス感染症対策として、県内ほとんどの小・中・高・特別支援学校の臨時休業が実施されることになりました。

阿部知事からのメッセージ「すべての県内の皆様は、自覚症状の有無にかかわらず、明日から2週間は、(中略)人混みを避け、意識して人との接触機会を減らすなど、感染防止に最大の留意をしていただくようお願いいたします」という主旨を学校現場においても徹底する必要があります。また、基礎疾患を持っている職員や妊娠中の職員などからは、感染への不安の声が数多く届いています。こうしたことを受け、以下の点について要請いたします。

記

- 1 休業期間中の職員の在宅勤務について、学校運営に支障が生じない範囲で職員の希望により認めること。この場合の運用はすでに行っている「新規採用職員への対応」に準じること。特に、基礎疾患のある職員、医療的ケアが日常的に必要な職員、妊娠中の職員については、在宅勤務を基本として対応すること。
- 2 学校再開後についても、基礎疾患のある職員等への対応を早急に検討すること。

非常勤講師の働く場の確保(賃金を保証する手立て)は学校長が考える必要があります

◆◆◆◆◆詳細はFAXニュース364号(4月8日)をご覧ください。◆◆◆◆◆

ある学校からの相談で「体育の先生は生徒の学習課題の作成、点検がないため賃金支払い業務はできないといわれたが…」という相談があり、「働く場の確保は学校長の責任である」ことをお伝えしました。さっそく分会長が校長にお願いしたところ、体育科主任の先生に「仕事を作るように」と校長が伝えて解決しました。困っている非常勤講師の先生のために、仲間としてぜひ働きかけをお願いします。